

平成22年度税制改正（非課税等特別措置）見直し事項

（ 廃 止 ・ 縮 減 ）

No	2	府 省 庁 名 : 国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()	
見直し項目名	まち再生促進税制の従前地権者に係る特例措置の縮減	
見直し内容(概要)	<p>・ 特例措置の対象 都市再生特別措置法第 63 条に基づき国土交通大臣の認定を受けた民間都市再生整備事業に係る特例措置のうち、以下の特例措置を廃止する。</p> <p>・ 特例措置の内容 都市開発事業を実施する者に不動産を譲渡し、当該事業区域外の不動産を取得した場合、不動産取得税の課税標準を1/5控除する。</p>	
関係条文	地方税法附則第 11 条第 25 項	
廃止又は縮減の理由	<p>地域活性化のためのまちづくりについては、平成 17 年度に、「まちづくり交付金」と連携して行われる民間都市再生整備事業に係る税制上の特例が創設されるなど、官民一体となった取組みが推進されているところである。</p> <p>しかしながら、地方都市等の民間プロジェクトの採算は引き続き厳しい状況である上、サブプライムローン問題を発端とした信用収縮の深刻化等により、不動産市場への資金流入が減少しているなど、全国都市再生の推進については、様々な課題が山積している状況にある。</p> <p>このような中で、全国における民間投資を促進する全国都市再生を推進し、地域活性化を図るためには、本特例措置等を講じることにより、地方都市等の不動産市場活性化の呼び水としていくことが不可欠である。</p> <p>しかしながら、人口減少・高齢化社会を迎える我が国においては、地球環境問題、都市経営の効率化の要請等の課題もにらみながら、今後は、集約型都市構造を目指していくことが求められるところ、施策の選択と集中の観点から、都市再生整備事業の用に供するための土地を認定整備事業者に譲渡した従前地権者について、当該従前地権者が当該事業区域内の不動産を取得する場合と、当該事業区域外の不動産を取得する場合とで特例の内容にある程度の差異を設けることによって、集約型都市構造の推進と全国都市再生の推進というそれぞれの政策について両立を目指すことが必要である。</p>	
増収見込額	0（適用が1件出るとに、4百万円の減収が出る見込み）（単位：百万円）	